

自転車駐車場の附置義務非該当施設に対する自転車駐車場設置指導基準

平成11年6月11日
杉土自発第48号

(目的)

第1 この基準は、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（以下「条例」という。）第7条に基づく自転車駐車場の附置義務の規定に該当しない施設の設置者に対する、自転車駐車場の設置及び管理についての指導基準を定めることにより、施設利用者の利便を図り、施設周辺の放置自転車を防止することを目的とする。

(区域)

第2 この基準は、杉並区の全域において適用する。

(適用範囲)

第3 この基準は、次の各号に掲げる施設を新築、増築する場合及び当該施設の用途の変更をする場合に適用する。

- (1) 条例第21条表中に規定する用途の施設で、対象区域、施設の規模その他条例の規定により附置義務の対象とならない施設
- (2) 共同住宅
- (3) 事務所、病院等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設

(自転車駐車場の規模)

第4 前条に規定する用途の施設の設置者が設置する自転車駐車場の規模は、次の表のとおりとする。

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
附置義務対象用途の施設	店舗等面積に関係なく	それぞれ条例第21条表中の基準と同様
共同住宅	住宅戸数に関係なく	住宅戸数1戸ごとに1台以上
事務所、病院等	事務所等面積に関係なく	事務所等面積の25㎡ごとに1台以上

(店舗等面積の算定)

第5 前条に規定する店舗等面積の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。

- (1) 附置義務対象用途の施設 : 条例施行規則第13条に規定するとおり
- (2) 事務所 : 事務室及びこれらに類するもの
- (3) 病院 : 診察室、待合室、薬局及びこれらに類するもの
- (4) その他大量の駐車需要を生じさせる施設 : 顧客が来集の目的とする場所

(自転車駐車場の構造及び設備)

第6 この基準により設置される自転車駐車場の構造は、条例及び附置義務自転車駐車場設置に関する技術指針(平成11年6月9日、杉土自発第47号)の規定を準用するものとし、その設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車駐車場設置計画書等の提出)

第7 この基準により自転車駐車場を設置する者は、自転車駐車場の設置について区と協議するとともに、「自転車駐車場設置計画書」を正副2部作成し、区へ提出するものとする。また、当該計画書の提出をもって、建築確認申請時の事前協議が完了したものとみなす。

2 前項に規定する計画書の提出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

(1) 案内図

(2) 自転車駐車場配置図

(3) 各階平面図

(4) 構造図(駐輪機等特殊な装置を用いる場合に限る。)

3 この基準により自転車駐車場を設置する者は、自転車駐車場の設置が完了したときは、「自転車駐車場設置完了報告書」に次の各号に掲げる図面を添付したものを正副2部作成し、区へ提出するものとする。また、先に提出されている設置計画書の内容が変更されている場合は、完了報告書及び添付する図面等により、変更点を明確に表示するものとする。

(1) 案内図

(2) 自転車駐車場配置図

(3) 各階平面図

(4) 構造図(駐輪機等特殊な装置を用いる場合に限る。)

(5) 自転車駐車場の完了写真(撮影方向及び撮影地点を配置図に明記すること。)

(自転車駐車場設置完了の確認)

第8 この基準により設置された自転車駐車場の完了確認は、前条規定の自転車駐車場設置報告書及び添付される自転車駐車場の完了写真により行う。ただし、報告書及び完了写真による確認が困難な場合は、現場確認を行う。

(自転車駐車場の管理)

第9 この基準により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理するものとする。

附 則

この基準は、平成11年10月1日から施行する。